

池ノ谷1号墳出土遺物保存処理業務仕様書

第1章 総 則

- 1 本仕様書は、福知山市において実施する池ノ谷1号墳出土遺物保存処理に関する業務について、その内容等を定めるものである。
- 2 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づいて作業を実施しなければならない。
- 3 受託者は、諸法規を遵守し、関係官公署に対する手続きを遺漏なきよう行うものとする。
- 4 本仕様書に定めなき事項については、両者協議してこれを定めるものとする。

第2章 業務の概要

- 1 名 称 池ノ谷1号墳出土遺物保存処理業務委託契約
- 2 保存処理の対象 池ノ谷1号墳出土の鉄鏃保存処理
- 3 契約期間 契約締結日より令和4年2月28日まで

第3章 業務内容

- 1 業 務
本業務は、福知山市が所蔵する池ノ谷1号墳出土遺物の保存処理業務を委託するものである。
- 2 業務対象資料
池ノ谷1号墳出土資料のうち鉄鏃束を対象とする。資料の詳細については別添のとおり。
- 3 業務の作業場所
保存処理業務全工程について、受託者自社内施設で行うものとし、外部施設での履行および第三者に委託してはならない。
- 4 業務責任者
本業務の性質上、業務の責任者は以下の条件を満たすものとする。
なお資格習得者の関係上、業務責任者は複数名に渡っても構わない。また、受託時に業務責任者が業務を受託した組織に確かに所属することを証明する書類の提出を必要とする。
 - (1) 本業務受託より遡って10年以内に、本業務と同等の業務(出土金属製資料の保存処理業務)に従事した経験のあるもの(受託時に前述の業務の契約書の写しを提出すること。但し、過去に5年以内に福知山市の発注した保存処理業務を受託した業者はこの限りではない。)
 - (2) 危険物取扱者乙4類、X線作業主任者、および有機溶剤作業主任者の有資格者であること(受託時に各資格証写しを提出すること。)

第4章 作業内容

- 1 搬送
対象物の搬送にあたっては、担当職員の指示に従い、対象物に破損・変質・劣化のないように梱包し、十分な注意を持って搬送すること。
- 2 処理前作業
 - (1) 保存処理作業に着手する以前に写真撮影(カラーポジフィルムまたはデジタルカメラによる)、記録(色差・重量・法量など)を行うこと。写真は全体形状の他に細部の観察・確認が可能なものとする。
 - (2) 保存処理に先立って、肉眼で観察不能な破損、亀裂箇所の特特定、加工の有無を確認などのため、X線透過写真撮影など必要な処置を構ずること。
 - (3) X線透過写真撮影は、個々の出土品に応じた出力で撮影すること。またX線透過写真撮影のデジタルデータを作成すること。その際の読込解像度は500dpi以上で読み込むこと。

3 保存処理作業について

(1) 作業内容

保存処理方法は、不要な泥土と錆の除去・洗浄・脱塩防錆・樹脂含浸による強化作業などの理化学的作業となる。なお、鉄鏝は束ごと保存処理を行うこと。また、鉄鏝束①については、有機物が付着した土塊も含めた保存処理を行うこと。

(2) 泥土及び不要な錆の除去・洗浄

不要な錆や泥土の処理にあたっては、X線透過写真撮影の写真を元に作業を行うこと。出土品に木質や皮革など金属質以外のものが遺存している場合は、これを損なわないようにし、適切な処置を施すこと。材質の異なる金属によって構成されている場合も、同様の措置を講ずる。

(3) 脱塩処理

脱塩・防錆処理は遺物内の塩化物イオンが保存に問題のない数値で一定期間安定するまで行うこと。なお遺物内の塩化物イオン含有量の関係で、期限内に基準値までの低下が不可能と判断された場合は双方協議により、対応を検討するものとする。

(4) 含浸

補強及び防錆効果を向上させるため、樹脂を浸透させる処理法ではなく、脱塩処理完了時に浸漬したエタノールを、常温で固体となる非水溶性物質に内部まで完全置換する。左記物質は常温で非吸水性であり変質しないこと。内部と表面の処理状況の差が大きくなるよう配慮する。また、左記の非水溶性物質は、高級アルコールもしくは脂肪酸エステルのいずれかを用いて行うものとする。含浸後、ポリビニルブチラール樹脂をコーティングする。必要に応じ、複数回ほど行う。

(5) 接合及び補彩

接合の可能性のあるものは、接着接合し、接合及び復元箇所には、樹脂を補填する。樹脂部分は絵の具で補彩する。

(6) 使用薬剤・樹脂

処理にあたって使用する薬剤や樹脂材は、同様の作業(出土鉄製品の保存処理業務)で一般的に使用されるものであり、また可逆性のあるものを使用する。

(7) 状態の変化

処理の過程で出土品に変化が生じる恐れのあるときには、速やかに福知山市文化・スポーツ振興課の担当職員に連絡し、協議の上適切な処理を行う

4 保存処理後の作業

保存処理後の写真撮影(カラーポジフィルムもしくはデジタルカメラ)、記録(色差・重量・法量など)を行うこと。写真は全体形状の他に細部の観察・確認が可能なものとする。

5 作業上留意点

出土品は、発掘調査による急激な環境の変化により、脆弱になっている。作業にあたっては破損しないように注意すること。

6 作業中の事故

万一、作業中に対象物の破損等の事故を確認したときは、以下に従い対応すること。

(1) 発生を確認後すみやかに担当職員に連絡すること。

(2) 事故状況の現況写真を撮影すること。

(3) 委託者、受託者双方が現況を確認した後、今後の対応について協議する。

(4) 事故報告書を作成し、納品時に添付する。

(5) 事故報告書には、事故の原因、発生した作業段階、対象物の現状、対応方針、処置方法が明記され、処理前、処置後の写真が添付されること。

7 作業の管理

担当職員は処理作業中に必要に応じて対象遺物の状態を確認し、かつ作業状況を検査できるものとする。

8 保存処理報告書および作業記録について

この業務の終了の際には、保存処理報告書を作成して提出すること。報告書には以下の内容を記入する。また以下の内容をはじめとした作業記録は、福知山市文化・スポーツ振興課の求めに応じて提出できるように保管・管理すること。

- (1) 対象物の処理前並び処理後の各写真・寸法・重量等。
- (2) 保存処理の実施行程(処理前の観察所見、処理後の経過と形状など)。
- (3) 各工程において使用したすべての薬品・樹脂名。
- (4) 処理中に明らかになった事実。
- (5) 処理に関して必要になった分析等のある場合、そのデータや結果。
- (6) 今後の保管方法。
- (7) 処理の工程の中で、撮影した写真等のデジタルデータを記録したメディアを添付すること。

第5章 成果品

1 成果品

受託者は業務が完了した際、以下の成果品を納入しなければならない。

- (1) 保存処理を実施した遺物 一式
- (2) 保存処理報告書 印刷物2部+デジタルデータ 一式

第6章 入札・検査・支払い及びその他

1 入札

- (1) 入札価格には別添資料の鉄鍬束2つのほか、諸経費も含めた金額とすること。
- (2) 入札価格は税抜価格を記載すること。

2 検査

受託者は業務完了時に成果品について担当職員の検査を受けなければならない。また、金属製品に破損、変形等が認められた場合は、再度適切な処理を施して、正常かつ安定した状態に保存処理されたものを納品すること。

3 支払い

完成検査合格後、適正な請求書を受理した後、30日以内に支払う。

4 その他

その他の事項においては、受託者と福知山市の双方の協議によることとする。
また、契約に関する事項については福知山市財務規則によることとする。